

請願第20号

誰一人取り残さない不登校児童生徒の学校以外の学びの機会確保に向けた、家庭への支援の検討を求める請願

提出年月日 令和8年(2026年)5月19日

請願者

うさぎの茶話会

じぶんどき

宝塚市不登校支援ネットワーク・スカイ

ママのこしかけ

まよママ宝塚

m i n t o n

ゆるり

笑居場さん

紹介議員 宝塚市議会議員 大島 淡紅子

同 梶川 みさお

同 田中 こう

同 おだ たか子

請願の趣旨

昨年度、本市の不登校児童生徒数は、児童205人、生徒336人、合計541人のぼりました。これは、児童全体の約1.8%、生徒全体の約6.5%にあたります。

本市では、これらの児童生徒を支援するため、教育支援センター「Cocoたからづか(小学部)」「Palたからづか(中学部)」を設置しており、両施設の定員はそれぞれ約20人、約40人、合計約60人です。不登校児童生徒全体の約11%にとどまりません。各学校において別室登校の取組も進められていますが、通っていた学校への登校が負担となる子どもにとっては利用が難しいケースも少なくありません。

教育の機会は、全ての子どもに等しく保障されるべきものです。家庭の経済状況や、子どもの心身の状態、学校との関係性にかかわらず、子どもが学びを続けられる環境が整えられていることが大切であると考えます。特に、学校に通うことが困難な状況にある子どもたちに対しては、学校という場以外においても、学びの機会が確保されることが必要です。平成28年に施行された教育機会確保法においても、不登校児童生徒に対する多様で適切な学習機会の確保、民間団体との連携の重要性が示されています。

本市でも、民間のフリースクール等の学校以外の学びの場について、本市教育委員会は、令和7年3月に策定した「不登校児童・生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」に基づき、今までに29の施設を出席扱いの対象として認定しています。これらの施設では、個別指導や体験学習など独自のプログラムを通じて、学校教育に代わる学びの機会が提供されています。

一方で、これらの民間施設の運営は、利用する家庭からの月謝等で賄われています。文部科学省の調査によると、民間フリースクールの授業料は月額平均約3.3万円、入学金は平均約5.3万円とされており、家庭にとって一定の経済的負担が生じています。兵庫県は、このような現状から、令和7年度より、フリースクール等に通う家庭への支援を行う市町村に対し、支給額の2分の1(上限月額1万円)を補助する制度を開始しました。既に三田市、川西市等において、この制度を活用した支援が始まっています。

全ての子どもの学びの機会が家庭の経済状況にかかわらず保障されるよう、誰一人取り残さない教育の実現に向け、以下の項目を請願します。

請願の項目

- 1 不登校児童生徒の学校以外の学びの機会の確保に向け、フリースクール等利用家庭への支援の在り方について、実態把握を含めた検討を進めること。